

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成26年2月
外務省

国際情勢の変化等に鑑み、在外公館に関し、以下の改正を行う。
1 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定
2 外務公務員の研修員手当の支給額の改定

1. 背景

在勤基本手当の基準額等について、為替相場及び物価水準等の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2. 法律案のポイント

- (1) 各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。
- (2) 研修員手当の号の調整方法の見直し等に伴い、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。

(了)